

■使用料等が改定となる施設

詳しい料金は各施設または担当課にお問い合わせください。

管財課（☎ 35-1120）

弘前市役所駐車場

市民協働課（☎ 35-1664）

宮川交流センター

清水交流センター

千年交流センター

三省地区交流センター

町田地区ふれあいセンター

北辰学区高杉ふれあいセンター

ワークトーク弘前

サンライフ弘前

裾野地区体育文化交流センター

新和地区体育文化交流センター

泉野多目的コミュニティ施設

市民参画センター（☎ 31-2500）

環境課

斎場（☎ 32-0643）

弘前靈園（☎ 40-7035）

文化スポーツ課文化振興係（☎ 40-7015）

百石町展示館

弘前文化会館

弘前文化センター駐車場

弘前市民会館

市民文化交流館

文化スポーツ課岩木文化センター（☎ 40-7015）

岩木文化センター

文化スポーツ課スポーツ推進係（☎ 40-7115）

弘前市運動公園

岩木山総合公園

岩木川市民ゴルフ場

千年庭球場

市民体育館

笹森記念体育館

河西体育センター

温水プール石川

市民プール（第2、第3）

城北ファミリープール

南富田町体育センター

金属町体育センター

相馬球場

弘前 B&G 海洋センター

岩木 B&G 海洋センター

星と森のロマントピア（スキー場）

岩木山百沢スキー場

介護福祉課（☎ 40-7114）

生きがいセンター

農政課（☎ 40-7102）

小栗山農村交流公園

岩木カントリーエレベーター

農村整備課（☎ 40-7103）

弘前市農業用排水施設

商工労政課（☎ 35-1135）

まちなか情報センター

産業育成課（☎ 32-8106）

伝統産業会館

観光課（☎ 35-1128）

市立観光館

岩木山桜林公園

国民宿舎「いわき荘」

岩木総合交流ターミナル

星と森のロマントピア（スキー場を除く）

建築住宅課（☎ 35-1321）

市営住宅駐車場

都市計画課（☎ 34-3233）

駅前地区都市改造記念会館

駅前南地区都市改造記念会館

地域交通課（☎ 35-1102）

弘前駅城東口駐車場

弘前駅中央口駐車場

弘前駅中央口駐輪場

公園緑地課（☎ 33-8739）

弘前城・弘前城植物園

藤田記念庭園

弥生いこいの広場

都市公園等（城北公園交通広場・運動公園・墓地公園・岩木川緑地・岩木山総合公園を除く）

学校整備課（☎ 82-1640）

市立学校

教育センター（☎ 26-4803）

教育センター

生涯学習課（☎ 82-1641）

農村環境改善センター

学習情報館

※下記施設の使用料等のうち、非課税のもの、算定の結果現行と同額となるものは改定しません。

中央公民館

中央公民館（☎ 33-6561）

中央公民館岩木館（☎ 82-3214）

中央公民館相馬館（☎ 84-2316）

東目屋公民館（☎ 33-6561）

東部公民館（☎ 33-6561）

清水公民館（☎ 33-6561）

石川公民館（☎ 33-6561）

堀越公民館（☎ 33-6561）

千年公民館（☎ 33-6561）

船沢公民館（☎ 33-6561）

新和公民館（☎ 33-6561）

相馬ふれあい館（☎ 84-2316）

市立博物館（☎ 35-0700）

市立博物館（貸館）

高岡の森弘前藩歴史館（☎ 83-3110）

高照神社馬場跡

相馬総合支所総務課（☎ 84-2111）

相馬昂農園

御所温泉

消費税率の改定に伴い使用料等が変わります

■市立病院の入院特別室料、健康診断料および文書料等の改定について

健康保険が適用される医療費は消費税等の課税対象ではありませんが、健康保険が適用されない健康診断料や予防接種の料金、入院特別室料、診断書等の文書料などは消費税等の課税対象となります。

改定後の使用料および手数料一覧表

区分	金額	改定後の使用料および手数料一覧表		
		1等個室	2等個室	3等個室
入院特別室料	1日につき 4,950円			
	2,750円	1等個室	2等個室	3等個室
	2,200円			
健康診断料	1件につき 健康診断の項目に応じて 管理者が定める額×1.1			
死体検案料	1件につき 算定方法に定める初診 料の額×1.1			

そのため、令和元年10月1日から消費税（消費税・地方消費税）率が改定されることに伴い、市立病院の入院特別室料や文書料等は下表のとおりとなります。

適用となるのは、入院特別室料は10月1日入院分から、健康診断料は10月1日実施分から、文書料は10月1日受け付け分からとなります。

■問い合わせ先 市立病院事務局医事課（☎ 34-3211）

区分	金額
普通のもの	1通につき 2,200円
複雑なもの	〃 4,400円
介護保険	新規申請者（在宅） 〃 5,500円
主治医	継続申請者（在宅） 〃 4,400円
意見書	新規申請者（施設） 〃 4,400円
	継続申請者（施設） 〃 3,300円
その他証明書	〃 330円
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に係る診療	1点につき 15円

外の水道料金などについては、お問い合わせください。

適用となるのは、水道加入金については、令和元年10月1日以後の申し込み分からとなります。また、水道料金などは、令和元年11月検針分からとなります。

■問い合わせ先 上下水道部営業課（☎ 55-6894）

■水道加入金、水道料金、下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料の改定について

令和元年10月1日から消費税（消費税・地方消費税）率が改定されることに伴い、水道加入金、水道料金、下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料を下表のとおり改定します。一般用以

1 水道料金

用途・口径	料金など	基本料金	水量料金（1m ³ につき）		
			第1段階	第2段階	第3段階
一般用	13・20mm	10m ³ まで	1,702円	11～20m ³ …222円	21～40m ³ …234円
	25mm		2,230円		41m ³ 以上 …246円
	30mm		3,406円	1～50m ³ …234円	201m ³ 以上 …258円
	40mm		6,576円		
	50mm		1万 1,394円	1～500m ³ …246円	5,001m ³ 以上 …269円
	75mm		3万 4,537円		
	100mm		5万 5,800円		
	150mm		12万 6,168円		